

熊谷市農業委員会  
第5回総会議事録  
(公開用)

平成30年5月24日(木)  
熊谷市農業委員会

## 熊谷市農業委員会第5回総会議事録

### 1 開会・閉会の日時及び場所

- (1) 開会の日時 平成30年5月24日(木)午後1時30分
- (2) 閉会の日時 平成30年5月24日(木)午後2時15分
- (3) 場 所 めぬま農業研修センター

### 2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 37名
- (2) 現在数 36名

### 3 出欠席の状況及びその氏名 下記のとおり

- (1) 出席数 30名
- (2) 欠席数 6名

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	欠	須永宣延	20	出	福島敬一
2	出	木村進	21	出	茂木友秀
			22	出	森宏志
4	出	手嶋茂春	23	出	矢島君夫
5	出	石原敬嗣	24	出	閑野高広
6	出	菊地修一郎	25	出	松本丈
7	出	福田和行	26	欠	加賀崎千秋
8	出	鈴木吉明	27	出	福田正八
9	欠	堀重明	28	出	根岸里次
10	欠	夏目亮一	29	出	小林眞
11	出	関根政利	30	出	松崎弘一
12	出	柴田忠雄	31	出	水野勝
13	出	村田定吉	32	出	大澤芳明
14	欠	泉二良	33	出	青木登喜代
15	出	中川登美夫	34	出	大野隆一
16	出	関口久夫	35	出	川田久夫
17	出	強瀬兼一	36	欠	木部富次
18	出	赤石嘉孝	37	出	塚田とよ子
19	出	山本勝市			

- 4 議 案 議案第1号 適正な事務実施について
- 議案第2号 熊谷市農業委員農地利用最適化推進委員候補者選考要領（案）について
- 5 招集者 会長 松本 丈
- 6 議事進行状況 別紙のとおり

局長	<p>定刻となりましたので、熊谷市農業委員会第5回総会を開会いたします。本日は、総会の開催通知でご案内のとおり、適正な事務実施並びに熊谷市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者の選考基準についてご審議いただきます。</p> <p>最初に松本会長からご挨拶をお願いいたします。</p>
会長	<p>( あいさつ )</p>
局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>今後の進行につきましては、熊谷市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、松本会長に議長になっていただき、進行をお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、次第に従って進めますが、会議がスムーズに進みますよう、皆様のご協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、最初に、本日の総会の出席者数につきまして、事務局より報告をお願いします。</p>
次長	<p>本日の出席委員は、委員36名のうち、30名です。委員の過半数が出席しております。</p>
議長	<p>委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により、本日の総会は成立しました。</p> <p>続きまして、議事録署名委員の指名についてですが、いかがいたしましょうか。</p>
	<p>(議長一任の声)</p>
議長	<p>『一任』の声がありましたので、私から指名させていただきます。議席番号第12番 柴田忠雄委員、議席番号13番 村田定吉委員の2名を指名させていただきます。</p> <p>また、書記には、事務局職員を指名します。</p> <p>それでは、次第の5、「議事」に入らせていただきます。本日の総会において審議する案件は、2件でございます。</p> <p>最初に『議案第1号 適正な事務実施について』を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>

事務局

森田農政係長

議案 1 適正な事務実施について説明させていただきます。

農業委員会では、業務の転用や売買等の事務処理の迅速さ、またその判断の透明性や公平性確保のためと、遊休農地解消に向けた取り組みの評価のために前年度の活動内容に対する点検・評価を実施するとともに、次の活動の目標と目標達成のための計画を策定しています。

議案 1「平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」をご覧ください。平成 29 年度の目標に対する点検評価となります。

1 ページ目は農業委員会の状況ということで数字的にはそれぞれ農林業センサスや農林水産関係市町村別統計、農業振興課調べ等に基づく数字となっております

2 ページ目からご覧ください。

II の担い手への農地の利用集積・集約についてですが、目標 1394ha に対しまして実績が 1405ha と目標を上まわりました。

この成果は、同じページ内 3 の目標の達成に向けた活動の下段に記載いたしました。規模拡大を希望する農家に対する再調査を行ったことが大きな成果につながったと考えています。再調査とは、平成 28 年に実施した農地利用意向調査で規模拡大を希望する農家 177 人に対して、さらに踏み込んだ意向の確認をしたものです。借受を希望する該当地区において貸し出しや売却を希望する農地とのマッチングを図りました。このマッチングでは多くの農業委員さんが規模拡大希望者と農地の所有者の両者に対し戸別訪問を実施していただきました。

そのおかげで、24 人の規模拡大希望者に対して 31ha が新たに集積することができました。

このようなきめの細かい対応が成果につながったと判断しております。

3 ページをご覧ください。

昨年度は 6 つの経営体が新規就農いたしました。

5 人と 1 法人となっています。

〇〇地区で〇〇〇〇氏の所有農地を引き継いだ〇〇〇〇氏、御正地区の農地で就農した〇〇〇の〇〇〇〇氏、〇地区〇〇〇〇氏、〇〇地区〇〇〇〇氏、〇〇地区〇〇〇〇氏及び〇〇地区において兄弟で法人を立ち上げた〇〇〇〇となっています。

4 ページ遊休農地に関するものですが、昨年からパトロールの運営方法を農業委員主体で実施していただく方法に改めました。また、平成28年からパトロールを8地区から17地区にと細かく調査をすることに改めました。

この結果、遊休農地面積自体は平成27年70ha、平成28年90ha、平成29年96haと大幅に増加いたしました。これは新たに発生したものが増えたというよりは、新たに発見されたものが多かった結果です。

全国的なことですが、農業の高齢化、後継者不足等の状況を考えますと耕作放棄地の解消というのはなかなか難しいというのが実際のところですが、しかし、そのような農地を農業振興課で実施している耕作放棄地対策事業等を利用して新たに耕作を始めた方も多く、昨年度は農業振興課のこの予算で、7人の担い手が4ha以上の耕作放棄地を解消し、予算が不足し流用で対応したほどであったと聞いています。また、昨年度末あたりから放棄地を借り上げたいという相談が何件かございます。指導により解消された農地面積も20haとなっています。

いずれの場合でも、木が生えてしまったら解消は難しいものです。早め早めの対応が必要です。

大沢農地係長

5 ページ違反転用への対応です。

違反転用については課題として記載されているとおりで、長年にわたり産廃の山となっているような個所はその実行者が死亡または倒産といった場合が多く、また土地所有者でも撤去費用の負担が大きく、解消はなかなか難しいというのが状況です。

今年に入ってから上之地区で農地に廃車した車が放置されているという通報が相次ぎ、現地確認を行い、指導をしたところですが、行為者が外国人であったり、また、その車を別の場所に持っていくにも置き場所の確保がままならず、指導してもすぐ解消には至らないというのが現状です。

そのような農地というのは耕作がされていないから目をつけられたという点もあると思います。農地として利用されている、耕作されてなくてもきちんと管理されている農地をそのような事に利用することは無いはずですが、農業委員の皆様にはそういった面でも地元農地について目を光らせていただきますようお願いいたします。

6 ページ以降はご覧のとおりですが、特に平成28年度4月から議事録のインターネット上での公表も、速やかに実施しており、平成30

	<p>年3月の農地部会の分まではすでに公表済みですので熊谷市ホームページ→各課のページ→農業委員会→お知らせを確認ください。</p>
<p>森田農政係長</p> <p>議 長</p>	<p>次に9ページ以降は平成30年度の目標並びに活動計画となりますが、熊谷市は9月以降新体制に移行いたします。新体制移行後は農地利用最適化推進員を加え、より一層、農家訪問や現地指導等がなされ、農地の有効活用が図られるものと期待しております。以上となります。よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>事務局の説明が終わりました。質疑、意見を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(な し)</p> <p>質疑、意見等無いようですので、お諮りいたします。</p> <p>『議案第1号 適正な事務実施について』、原案のとおり決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員です。よって本案については、原案のとおり決定することと決しました。</p> <p>次に『議案第2号 熊谷市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者選考要領について』を議題とします。</p> <p>なお、菊地修一郎委員、関根政利委員、矢島君夫委員、青木登喜代委員、塚田とよ子委員が農地利用最適化推進委員の候補者となっています。このため、熊谷市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱等に関する規則、第7条第2項の規定にあります議事参与の制限に関連しておりますので、菊地修一郎委員、関根政利委員、矢島君夫委員、青木登喜代委員、塚田とよ子委員には一時退席していただき、審議をいたします。</p> <p>【菊地修一郎委員、関根政利委員、矢島君夫委員、青木登喜代委員、</p>

<p>議長</p>	<p>塚田とよ子委員 退席】</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局遠藤次長</p>	<p>それでは、議案第2号 熊谷市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者選考要領（案）について説明させていただきます。昨年12月の農業委員会総会にて議決されました、熊谷市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱等に関する規則第7条第1項の規定では、「農業委員会は熊谷市農業委員会役付委員会に、推薦を受けた者及び募集に応募した者のうちから推進委員の候補者を選考させるものとする。」とされております。このため、農地利用最適化推進委員の候補者選考にあたり、必要となる事項を定める必要があります。</p> <p>議案第2号、熊谷市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者選考要領（案）が候補者の選考に関する必要事項となっております。選考要領の内容といたしましては、農業委員候補者の選考要領に準じたものとなっております。選考に必要な評価基準表の様式や評価に係る点数が著しく低い場合の対応などが主な内容となっております。</p> <p>続きまして、審査の考え方、評価方法について順次説明させていただきます。選考基準といたしましては、基本的に農業委員候補者の選考と同様な考え方に基づく基準で評価をしたいと考えております。参考までに、農業委員候補者の選考基準は、市長や副市長の意見を聞きながら検討を重ねた結果、非常に客観的な選考基準となっており、情報公開等の請求があった場合においても対応できる内容となっております。平成28年4月に改正された農業委員会等に関する法律では、新体制の農業委員の選考にあたり、3つの必須条件が設けられました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1つ目が 過半以上が認定農業者であること</li> <li>2つ目が 女性と50歳未満の青年の登用に努力すること</li> <li>3つ目が 中立委員として農業に従事していない者を1名以上含むこととなっております。</li> </ul> <p>最適化推進委員については、このような必須条件はございませんが、2つめの女性や50歳未満の青年の登用は、最適化推進委員の選考においても、農業委員と同様に評価すべき内容であると判断させていただきました。ただし、最適化推進委員の場合は地区割りにより人数が定められておりますので、各地区における候補者の評価点数により、順次選考することになります。</p>

それでは評価基準について具体的に説明いたします。

議案第2号の2ページ、3ページをご覧ください。評価基準表1が農業従事者の場合、評価基準表2が農業に従事していない者の場合となります。まず始めに、評価基準表1の農業従事者の場合の評価について、上から順に説明させていただきます。

「農業経営の面積規模」は、法人構成員の場合は法人の経営面積も加算することとし、農地台帳上の面積つまり利用権が設定されている面積で評価します。次の「農業経験度」は、兼業も含め農業の経験年数となっています。

次に、「農業団体等での活動」と「行政施策への貢献度」の評価の数字は、5年以上または2団体以上のものは5点、5年未満のものは3点としていますが、これらの考え方について説明します。

申請書をはじめ、提出時に聞き取り調査を行った、農業団体での経験度や行政施策への貢献度を指標としました。

まず、農業団体等での活動経験における農業団体ですが、行政施策に深く関わっている団体は除き、市内外を含め農業に関連した全ての団体が対象となります。例えば、行政からの補助金や交付金を受けているだけの団体は農業団体として取り扱います。

また、土地改良区の場合、圃場整備に伴う土地改良区の役員経歴は、「行政施策への貢献度」として評価し、水利の管理等を行っている改良区の役員経歴については、「農業団体等での経験度」として評価します。なお、農業委員経験者が在任期間中、当て職で就いたものは除くこととします。

次に、行政施策への貢献度としましては、自治会長などの自治会役員、また、自治会内で組織されるパトロール等の組織の一員であったなどは、全てを行政活動として評価することとしました。

また、行政が深く関わっている事業に対しての貢献や、関連する団体に属していることも行政施策への貢献度として評価することとします。例えば、多面的機能活動団体等への係わりなどがありますが、このような活動は、先に述べた自治会活動とともに行政施策への貢献度として評価することとしました。

その下の2つ、「地域からの期待度」と「農業者等からの期待度」ですが、これは農業委員についても同じですが、今後の現場活動においては地域の協力が必要不可欠であり、推薦者や推薦団体からの期待度を示す指標として、それぞれ自治会からの期待度、農業者等からの期待度として評価することとしました。

また、今回、推薦を受けず自ら応募した方が2名おりましたが、このような応募者の評価が著しく低くならないよう、地域や農業者等か

らの期待度に代わる項目として、その下の「意欲」という欄を設けることとしました。

次に、「年齢の適正化」ですが、現在、全国的にも農業従事者の高齢化が進んでいることに伴い、農業委員の高齢化も進んでおります。

今回の法改正では、50歳未満の青年を積極的に登用することとしており、国では農業委員の若返りを図ったものと考えております。

このため、熊谷市では法の趣旨を踏まえ、農業委員年齢の平準化を図ることを目的に50歳以上の候補者についても、年齢による評価を行うこととしました。

また、現場活動が主な活動となる最適化推進委員におきましても農業委員と同様、年齢の適正化ということで、50歳未満については「青年・女性の積極的登用」の欄で評価し、50歳から60歳までは4点、61歳から65歳までは3点、66歳から70歳までは2点、70歳を超える場合は0点といたしました。

なお、女性の場合は、「青年・女性の積極的登用」で評価しますので、年齢上での評価はしないこととしました。

一番下の「利害性」ですが、これは不動産関係等の農地の売買や賃貸情報等により悪影響を及ぼす可能性がある業態に関する候補者を排除するための項目となっています。

次に、評価基準表2をご覧ください。

こちらは、農業に従事していない者の評価基準ですが、農業者の評価基準に比べ、農業に関する見識度を加え、その他、農業に関連する項目を行政や地域への貢献度に変更した内容となっております。最後になりますが、皆さんご承知のとおり、農地利用最適化推進委員の募集状況についてですが、平成30年2月1日から3月7日までの期間、定数28名の最適化推進委員を募集し、最終的に28名の定員に対し29名の推薦や応募があり、結果的に1名が選考から外れるということになります。

なお、今後の予定ですが、本日、総会において本案を議決いただきました後、議決されました農地利用最適化推進委員選考要領に基づき、6月21日（木）開催予定の役付委員会にて最適化推進委員候補者を選考していただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

以上で、熊谷市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者選考要領（案）の説明を終わります。ご審議よろしく願いいたします。

議長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑、意見を求めます。 質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なし)</p>
議長	<p>質疑、意見等無いようですので、お諮りいたします。 『議案第2号 熊谷市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者選考要領について』、原案のとおり決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数です。よって本案については、原案のとおり決定することと決しました。</p> <p>それでは、議案第2号の審議が終わりましたので、一時退席していただいております、菊地修一郎委員、関根政利委員、矢島君夫委員、青木登喜代委員、塚田とよ子委員は入室してください。</p> <p>【菊地修一郎委員、関根政利委員、矢島君夫委員、青木登喜代委員、塚田とよ子委員 入室】</p>
議長	<p>以上で本日の議事がすべて終了しました。皆様のご協力により、スムーズに進めることができました。心から感謝申し上げます、議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p>
局長	<p>松本会長には、議長を務めていただき、まことにありがとうございました。以上で、本日の案件は全て終了いたしました。それでは、最後に閉会を、森会長職務代理にお願いいたします。</p>
森会長職務代理	<p>(閉会のあいさつ)</p>
局長	<p>森委員ありがとうございました。それでは閉会となります。</p>

農業委員会事務局職員

局長	増田 啓良
次長	遠藤 健司
主幹兼農政係長	森田 志津子
主幹兼農地係長	大沢 昌徳
主任	贄田 敦嗣
大里行政センター主査	森 佳一

平成30年5月24日

熊谷市農業委員会

会 長 \_\_\_\_\_ 松本 丈 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_ 柴田 忠雄 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_ 村田 定吉 \_\_\_\_\_